県道金光寺能代線改築工事（２期工区：秋田県能代市河戸川字東堂前及び字西堂前地内から同県同市松長布地内まで）に関する事業認定理由

事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第２０条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第２０条第１号の要件への適合性について

申請に係る事業は、秋田県能代市浅内字上ノ山地内から、同県同市寿域長根地内までの延長３，７９０ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体区間とする「県道金光寺能代線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している区間を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する工事であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、法第２０条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第２０条第２号の要件への適合性について

県道金光寺能代線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により秋田県知事が県道に認定した路線であり、秋田県は、同法第１５条の規定により本路線の道路管理者であることから、秋田県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第２０条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第２０条第３号の要件への適合性について

（１）事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、本件区間に係る現道の線形改良、幅員拡幅を目的とする、道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）第４種第２級の規格に基づく２車線のバイパス道路を建設する事業である。

本路線は、秋田県山本郡山本町金光寺地内の県道能代五城目線との接続点を起点とし、同県能代市寿域長根地内の一般国道７号との接続点を終点とする補助幹線道路であるとともに、秋田県山本郡山本町と同県能代市を結ぶ沿線地域住民に必要不可欠な生活道路である。

本件区間に係る現道は、縦断勾配が７％を越える急勾配箇所があり、見通しの悪い直角カーブや急カーブ（最小曲線半径３０ｍ）が連続しているとともに、車道幅員が約５．０ｍと狭小で、歩道が未整備な状況にある。車道幅員狭小と、直角カーブや急カーブによる蛇行した平面線形のために走行速度の低下を招き、大型車同士では、一方の車両が停止し、待機して通行している状況である。そのため、安全で円滑な通行ができない状

況にあり、県道としての交通機能を著しく低下させている。
　特に、冬期間は除雪された雪が、堆積して交通幅員が確保できず、小・中学校への通学路であるにもかかわらず、歩道が未整備のため、歩行者と自動車の混合交通となっており、交通事故が多発している。（平成９年度から平成１５年度までで３６件発生）
　本件事業の施行により、幅員狭小箇所の解消及び、見通しの悪い急カーブ箇所の改善、さらに、自転車歩行者道が整備されることにより、車両及び歩行者等の安全かつ円滑な交通が確保されるものと認められる。
　また、本件事業は、秋田県総合開発審議会や地域懇談会等の意見を踏まえて、秋田県が平成１２年３月に策定した「あきた２１総合計画」及び「あきた２１総合計画第２期実施計画」（平成１５年度策定）においても、能代山本地域における地域内交通ネットワークを形成する道路として、整備を進めるべき事業に位置づけられている。
　さらに、本件事業の事業計画は、平成９年３月７日に都市計画決定された事業であり、事業計画の基本的内容は都市計画と整合しているものである。
　以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

（２）事業の施行により失われる利益について
　本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）及び秋田県環境影響評価条例（平成１２年条例第１３７号）により、環境影響評価が義務付けられた事業に該当しない。
　しかしながら、起業者は、任意に工事期間中及び道路供用後の大気汚染及び騒音などの生活環境への影響並びに自然環境への影響について検討している。
　大気汚染に関しては、当該箇所の調査結果において、浮遊粒子状物質や二酸化窒素は基準値を満足しており、また、起業者は本件工事施工時において、排出ガス対策型建設機械を使用し、排出ガスを抑制する対策を講じていることから、大気汚染に対する影響は軽微なものであると考えられる。
　騒音に関しては、都市計画法による用途地域ではないため、騒音規制地域には該当しないが、当該地区の騒音調査結果は、幹線交通を担う道路に近接する空間の特例基準値を下回っている。また、当該地区の計画交通量と同程度の交通量がある大館市御成町地内（県道大館停車場線）の騒音レベルや供用後の騒音予想値から、供用後も騒音基準を満足すると考えられる。
　したがって、生活環境への影響は軽微であると判断できる。
　自然環境への影響については、当該地区は、「自然公園法」（昭和３２年法律第１６１号）に基づく環境大臣が指定する国立公園及び国定公園、秋田県が定めた「秋田県立自然公園条例」（昭和３３年条例第３８号）による秋田県知事が指定する自然公園には該当していない。
　また、当該地区は、「自然環境保全法」（昭和４７年法律第８５号）及び「秋田県自然環境保全条例」（昭和４８年条例第２３号）によって指定される「自然環境保全地域」に指定されておらず、レッドデータブック（環境庁編集）に記載されている絶滅危惧種は確認されていない事等から判断して、自然環境に与える影響は小さいと考える。
　さらに、起業者は史跡・文化財への影響についても検討しており、埋蔵文化財包蔵地

の存否について起業者が秋田県教育委員会に確認を依頼したところ、同委員会から本件事業地内には埋蔵文化財包蔵地が存しないとの回答を得ている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（３）比較衡量

（１）で述べた得られる公共の利益と（２）で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が、失われる利益に優越すると認められる。

以上により、本件事業は、法第２０条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第２０条第４号の要件への適合性について

（１）事業を早期に施行する必要性

本件区間に対応する現道が、幅員狭小及び屈曲部が連続し、歩道等が未設置であり、車両及び歩行者等の安全かつ円滑な通行に支障をきたしており、交通事故も多発している。

また、主要幹線道路及び生活道路としての機能が著しく損なわれていることから、できるだけ早期に当該道路の線形改良等を図る必要があり、本件事業は、秋田県が策定した「あきた２１総合計画」及び「あきた２１総合計画第２期実施計画」においても、能代山本地域における地域内交通ネットワークを形成する道路として、整備を進めるべき事業に位置づけられていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

（２）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づき必要な範囲であるものと認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第２０条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第２０条各号の要件をすべて充足すると判断される。